

2019年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情項目】

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

**回答**国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

**回答**国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

### ★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

**回答**ふくし課には、保健師1名、社会福祉士3名がおり、必要に応じて対応しています。また、地域包括支援センターにおいても主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が常駐しており、専門的な相談に対応しております。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

**回答**対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しています。

### (3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

**回答**介護保険事業計画推進委員会のご意見等を伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

**回答**特別養護老人ホームの空き状況により、必要に応じた入所につなげていきますので現在広報を積極的には行なっておりません。

### ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

**回答**総合事業が開始し、現行サービスに加えて多様なサービス・資源を地域の特色に応じてサービスA・B・Cを設定し、内容の充実・整備をしております。利用者の自立支援にあつたケアマネジメントができるように体制整備を行う予定です。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

**回答**地域支援事業交付金の範囲内で総合事業を実施しておりますが、必要なサービスに対しての費用の確保に努めております。

### (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

**回答**サロン事業は17ヶ所、認知症カフェは社会福祉協議会、コミュニティ、ボランティアにより実施しています。また、各地区の老人憩の家開放事業を、町の委託事業として老人クラブにより実施しています。サロンについては社会福祉協議会からの助成があります。

が、認知症カフェ等の居場所についての助成については、今後検討していきます。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

**回答**年齢及び身体状況に合わせた保健センターでの介護予防教室を実施するとともに、あいち健康プラザを活用した教室の実施など、幅広い高齢者の参加を促す教室運営に努めます。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

**回答**住宅改修・福祉用具については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。

## ★(6)介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

**回答**国や県が介護人材の確保・育成に向けて実施する総合的かつ多様な政策等に対し、その趣旨に沿った効果が得られるよう、積極的に協力します。

- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

**回答**介護保険事業は、他市と広域的に行っていることから、単独で施策を行うことは困難です。

- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

**回答**介護保険事業は、他市と広域的に行っていることから、単独で施策を行うことは困難です。

## ★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

**回答**65歳以上の要介護1以上の普通障がい者又は、要介護3以上の一定の条件に該当する場合については、特別障がい者の対象としています。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

**回答**要介護認定を受けた方のうち要介護者の方には、結果通知に障がい者控除の説明資料を同封するとともにケアマネジャーなどを通じて、障がい者控除の申請を行うよう勧奨しています。

## 2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

**回答**一般会計からの繰入金は、国民健康保険加入者以外から収めていただいた税金を

充てることとなります。よって一般会計からの繰入金は保険税等だけでは国保運営が成り立たず、不足する財源を補うため、必要最小限の繰り入れとしています。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

**回答**18歳までの子どもの均等割を廃止した場合の対象者は867人で2,653万円の減収となります。この減収分の対応は、他の国保加入者による負担、又は一般会計からの繰入金で対応することとなります。ただ、18歳までの子どもが医療機関にかかり、医療費が発生することを考慮しますと均等割の負担は、やむを得ないと考えます。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

**回答**減免制度については、平成22年度から減免対象世帯の前年中の所得基準を250万円から300万円に引き上げ制度の拡充を図っています。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

**回答**資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対し発行しています。ゆえに、保険税を継続して分納している世帯には、資格証明書の対象とせず、正規の保険証を発行しています。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

**回答**納税相談により、世帯における生活、就労、経済状況など生活実態の把握に努めるとともに、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署とも連携するなど、各世帯に応じた納税相談を行っています。差押えについては、法令に基づき、差押禁止財産については差押えせず、適正な差押えを執行しています。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**回答**東浦町の一部負担金減免制度の基準は、平均月収額が基準生活費の110%以下の場合是一部負担金の全額免除、平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合是一部負担金の半額減免、平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合是一部負担金の徴収猶予、という基準を設けており、現在この基準を改正する考えはありません。また、一部負担金の減免制度の周知につきましては町ホームページに掲載しています。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

**回答**平成31年3月診療分から、申請者の利便を考慮して年齢にかかわらず高額療養の支給申請を簡略化しました。ただし、初回のみ申請については、事務が煩雑になることから導入している市町が少なく、導入の予定はありません。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

**回答** 法令に基づき、差押え禁止財産については差押えせず、適正な差押えを執行しています。税の滞納については、納税相談により世帯における生活、就労、経済状況など生活実態の把握に努めるとともに、猶予制度については、広報・ホームページに掲載し住民に周知しています。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

**回答** 生活保護の申請に対しては、憲法第25条及び生活保護法に基づき、申請権を侵害しないよう適切に対応しています。今後も、生活保護が必要な方へは、県福祉事務所と連携して、速やかな対応に努めます。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

**回答** 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

**回答** 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

**回答** 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

**回答** 本町は、福祉事務所を設置していないため、対応できません。

### 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**回答** 現時点では、縮小・拡充の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

回答 現時点では、考えていません。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

回答 精神保健福祉手帳1級及び2級手帳所持者の方の医療費助成を平成26年2月から対象としました。なお、自立支援医療(精神通院)対象者については、精神障害者医療費助成(精神通院のみ)をしています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

回答 現時点では、考えていません。

## 6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

回答 等価可処分所得で算出する相対的貧困率の数値を本町に当てはめて試算することは適当でないと考えていますが、就学援助を受けている要保護、準要保護児童数を参考にした相対的な貧困にある子どもの割合は、概ね把握しています。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

回答 子どもの貧困対策の推進に関する法律や子どもの貧困対策に関する大綱の趣旨に沿った、ひとり親世帯等の親や子どもに対する自立支援や貧困対策に関する計画を策定していきます。なお、28年度から親への支援策として、ひとり親家庭等自立支援給付事業、29年度から子どもへの支援として、ひとり親家庭等児童受験料給付事業、30年度からは生活講習会を実施しています。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

回答 東浦町では、平成28年度から、就学援助制度の適応基準を生活保護基準の1.3倍以下としています。その倍率の変更については、他自治体の状況を見ながら柔軟に対応したいと考えますが、現在の1.3倍以下の基準は多くの自治体で採用されているものであり、現状で倍率を変更する予定はありません。(平成29年12月発表の文部科学省調査では、1.3倍以下を採用している自治体が係数を採用している自治体全体の約51%となっている。)

また、申請書の受付、申請手続きについては、入学時等で周知(保護者への通知文、広報紙、町HP等)し、拡充しています。

なお、入学準備金は、平成29年度から新学期開始前に支給できるようになっています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

**回答**子どもの居場所づくりの取り組みや住民団体が行う子ども食堂、学習支援等の取り組みについて、公共施設の場所提供や取組紹介などを行い、支援していきます。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

**回答**学校給食は学校給食法に基づき、教育活動の一つとして実施しており、同法で給食運営の経費のうち、施設に関する費用や人件費以外の食材費は保護者負担とすることが定められております。これは、子どもに栄養バランスの優れた食事を提供し、成長を助けるものであることから、保護者に相応の負担をしていただくという考えに基づくものでありますから、学校給食費を無料にする考えはありません。  
給食費未納の児童・生徒には就学援助をすすめています。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

**回答**施設や設備の老朽化が進んでいることから、改修、更新による保育環境の改善が必要であると考えています。今後は、計画的な改修、更新により、子どもの生活の場としてふさわしい保育環境を確保していきます。

保育士資格の有資格者を確保するため、職員定数を増やすなど雇用環境の整備に努めております。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

**回答**本町には、一般型の認可外保育施設が1ヶ所のみであり、一定の基準に適合する施設と委託契約を行う、認可外保育委託事業を実施しております。そのため、県が行う認可外保育施設実施指導監査とは別に年1回ではありますが、市町村独自での巡回指導を行っております。今後も、最低基準を満たすよう指導していきます。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

**回答**本町では、平成20年度から給食費を無償としています。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

**回答**利用者の希望に沿った受け入れができるよう、施設等の理解・協力を得ながら施設の確保に取り組みます。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

**回答** サービス等利用計画に基づき、障害者に必要となるサービスが利用できるように支給決定しています。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

**回答** 保護者の疾病等やむを得ない事情があり、他に通所・通学の手段がない場合は、利用可能としています。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

**回答** 基本的に医療機関のスタッフで対応すべきものですが、多動など本人の心身状態により介助が必要であると認められた場合には院内介助を認めています。なお、視覚障害者に対しては、同行援護により院内介助を行っています。

また、入院中のヘルパー派遣については、人工透析などのため他の医療機関への通院が必要な場合には認めています。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

**回答** 現在のところ、本町独自の補助制度を実施する予定はありません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

**回答** 介護保険制度対象となるサービスを利用している対象者には、介護保険の利用申請を勧奨し、介護保険サービスが受けられるまでは障害福祉サービスの打ち切りは行っていません。また、サービスについての説明も行っていきます。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

**回答** 国への要望については、会議等の機会の際に要望していきたいと考えています。補助については、現在のところ実施予定はありません。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

**回答** 福祉教育については地域の実情を踏まえ、各種団体と連携を取り合いながら取り組んでいきたいと考えています。国への要望については、会議等の機会の際に要望していきたいと考えています。なお、補助については、現在のところ実施予定はありません。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

**回答** 国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。



- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

**回答**高齢者肺炎球菌ワクチンについては、自己負担 2,000 円で実施しています。任意予防接種事業については、継続しています。2回目接種については、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

## 9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

**回答**産婦健診を1回助成しています。拡充については、国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

**回答**国・県・近隣市町の動向をみながら検討してまいります。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**回答**今年度より保健センターに歯科衛生士2名配置になっています。

## 【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

**回答**国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

### 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### (1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療

- (精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
- (2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上